



ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>  
 携帯電話版 <http://www.city.inagi.tokyo.jp/i/>  
 (左のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください)

市役所(代表) ☎042-378-2111  
 平尾出張所 ☎042-331-6346  
 若葉台出張所 ☎042-350-6321  
 開庁時間 午前8時30分～午後5時

表1 市に転入・転出した方の投票の可否

	要件	稲城市での投票の可否	備考
市に転入した方	平成22年3月23日までに住民登録をして、引き続き稲城市に住んでいる方	投票できます。	—
	平成22年3月24日以降に稲城市に住民登録をした方	投票できません。	前住所地の選挙管理委員会に問い合わせてください。
市から転出した方	平成22年3月11日以降に転出した方	稲城市の選挙人名簿に登録されている場合は、投票できます。	新住所地の選挙人名簿に登録されている方は新住所地で投票してください。

稲城市で投票できる方は、「平成22年7月12日以前に生まれた方」かつ、「平成22年3月23日までに住民登録をし、引き続き市内に住んでいる方」です。

### 稲城市で投票できる方

7月11日(日)は、参議院議員選挙の投票日です。あなたの貴重な一票を活かすため、棄権せずに投票しましょう。

**投票日** 7月11日(日) **投票時間** 午前7時～午後8時

# 参議院議員選挙

**入場券がなくても投票できます**  
 入場券が届かなかった場合や、汚したり紛失したりした場合、汚したり紛失したりした場合、入場券がなくても投票できます。

**投票所入場券**  
 世帯ごとに郵送します。投票所入場券は、住民基本台帳の記録に基づき、同一世帯全員分をまとめて封筒に入れて郵送します。

**市内で住所を移した方**  
 市の選挙人名簿に登録されている方で、市内で住所を移した場合は、選挙人名簿の登録の移し替えを行います。この選挙では、平成22年6月11日までに転居の届け出をした場合は、新住所地の投票所で投票ができます。平成22年6月12日以降に転居の届け出をした場合は、元の住所地の投票所での投票となります。

**投票の順序及び投票方法**  
 1番目 参議院(東京都選出) 議員選挙(投票用紙は薄い黄色) 候補者名を書きます。  
 2番目 参議院(比例代表選出) 議員選挙(投票用紙は白色) 政党名または候補者名を書きます。

**代理投票・点字投票**  
 投票所では、字を書くことが不自由な方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方には点字投票を用意しています。遠慮なく、投票所受付に申し出てください。

**在外選挙による投票**  
 外国にいても国政選挙に参

表2 期日前投票所

会場	開設期間	開設時間
市役所 1階ロビー	6月25日(金)～7月10日(土) ※土・日曜日投票できます。	午前8時30分～午後8時
平尾自治会館 (裏面第12投票区 地図を参照)	7月8日(木)・9日(金)	午前9時～午後6時
iプラザギャラリー (京王相模原線「若葉台駅」北口から徒歩2分)	7月7日(水)～9日(金)	午前9時～午後8時

期日前投票をご利用ください  
**仕事やレジャーなどで当日、投票できない方へ**

仕事や旅行などの理由で投票日に投票できない方は、期日前投票所(表2参照)で期日前に投票をすることができず、ぜひ、ご利用ください。期日前投票には、宣誓書の提出が必要です。入場券の裏に宣誓書が記載されていますので、必要事項をご記入のうえ、来場してください。▽対象 次のいずれかに該当する方

**不在者投票**  
 出張、旅行などで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の選挙管理委員会に投票することができません。投票には市選挙管理委員会が交付した投票用紙が必要です。早めに市選挙管理委員会に請求してください。

**郵便などによる不在者投票**  
 身体に一定の障害がある方など、表3に該当する方は、郵便でのやりとりによって自宅などで投票することができず、また、表4に該当し、自ら投票の記載ができない方には、代理記載の制度もあります。▽投票までの流れ

表3 郵便等投票ができる方

障害などの区分	障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害 1級または2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1級または3級 免疫、肝臓の障害 1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害 特別項症～第2項症 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分 要介護5

表4 代理記載投票ができる方

障害の区分	障害の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害 1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害 特別項症～第2項症

①郵便等投票証明書(以下、証明書)が必要です。証明書をお持ちでない方は、身体障害者手帳などを添えて、選挙管理委員会に申し出てください。登録できた方には、証明書を交付します。  
 ②投票用紙等交付申請に証明書を添付して、投票日の4日前(今回の選挙では7月7日(水))までに投票用紙を請求してください。投票用紙などを送ります。  
 ③自宅などで投票用紙に記載し、投票日までに投票用紙を市選挙管理委員会に郵送してください。

加えられる、在外選挙による投票です。  
**投票の方法**  
 ・ 国外における投票  
 ・ 在外公館投票  
 ・ 郵便による投票  
 ・ 国内における投票(在外選挙人証の提示が必要)  
 ・ 期日前投票(市役所1階ロビー)  
 ・ 不在者投票(名簿登録地以外の選挙管理委員会)

**選挙公報は、各戸配布します**  
 候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報は、公示日以降、各戸配布します。

**開票日と参観**  
 開票は、7月11日(日)の午後9時から総合体育館で行います。参観は自由ですが、参観者が多い場合は入場を制限することがありますので、ご了承ください。

**投票区・投票所は裏面をご覧ください**  
 7月11日(日)正午、12日(月)正午は利用できません。総合体育館  
 メインアリーナ  
 選挙の開票事務のため、次



一部を再編・変更・新設

投票区・投票所

※詳細は、広報いなぎ平成22年3月15日号2面をご覧ください。

矢野口・押立の一部  
第5投票区  
(稲城第四小学校)  
第6投票区  
(稲城第四中学校)  
の再編

第17投票区  
(稲城第六中学校)  
の新設

第15投票区の大規模化を改善するため、投票区を分割し、新たに第17投票区を設けました(投票所は稲城第六中学校)。

○投票の際は、入場券に記載された投票所をよくご確認ください。  
○投票所には駐車場がありませんので、お車の来場はご遠慮ください。

注意事項

左図・下表を参照してください。

今回の投票区・投票所

第6投票区投票所の第一保育園が使用困難となることから、「稲城第四中学校」を投票所として、第5投票区と第6投票区の区域を再編します。  
坂浜・若葉台の一部  
第14投票区  
(長峰小学校)  
第15投票区の一部  
(若葉台小学校)  
の変更

第9投票区  
ふれんど平尾  
体育館  
投票所

第10投票区  
稲城第七小学校  
投票所

第11投票区  
向陽台小学校  
投票所

第12投票区  
平尾自治会館  
投票所

第13投票区  
城山小学校  
投票所

第14投票区  
長峰小学校  
投票所

第15投票区  
若葉台小学校  
投票所

第16投票区  
稲城第三中学校  
投票所

第17投票区  
稲城第六中学校  
投票所

第1投票区  
稲城第一小学校  
投票所

第2投票区  
福祉センター  
投票所

第3投票区  
第四保育園  
投票所

第4投票区  
稲城第二小学校  
投票所

第5投票区  
稲城第四小学校  
投票所

第6投票区  
稲城第四中学校  
投票所

第7投票区  
平尾小学校  
投票所

第8投票区  
大丸地区会館  
投票所

投票区と投票所

投票区	投票所	所在地	区域
1	稲城第一小学校	東長沼956	矢野口の一部 東長沼の一部
2	福祉センター	百村7	東長沼の一部 大丸の一部 百村の一部
3	第四保育園	大丸607-2	大丸の一部
4	稲城第二小学校	坂浜590	坂浜の一部
5	稲城第四小学校	押立1250	東長沼の一部 押立の一部 矢野口の一部
6	稲城第四中学校	押立1768	矢野口の一部 押立の一部
7	平尾小学校	平尾三丁目1-3	平尾の一部
8	大丸地区会館	大丸251	東長沼の一部 大丸の一部
9	ふれんど平尾体育館	平尾一丁目9-1	平尾の一部
10	稲城第七小学校	矢野口1901-2	矢野口の一部
11	向陽台小学校	向陽台三丁目2	向陽台の一部 百村の一部 坂浜の一部
12	平尾自治会館	平尾三丁目7-1	平尾の一部
13	城山小学校	向陽台六丁目17	向陽台の一部
14	長峰小学校	長峰二丁目8	長峰全域 若葉台の一部 坂浜の一部
15	若葉台小学校	若葉台四丁目5	若葉台の一部 坂浜の一部
16	稲城第三中学校	矢野口3043	矢野口の一部 東長沼の一部
17	稲城第六中学校	若葉台三丁目11	若葉台の一部